

○福岡県田川地区消防組合契約規則

〔昭和 62 年 6 月 10 日
規則 第 1 号〕

改正 平成 元年 4 月 1 日組合規則第 1 号 平成 7 年 12 月 19 日組合規則第 8 号
改正 平成 17 年 7 月 27 日組合規則第 4 号 平成 19 年 3 月 27 日組合規則第 7 号
平成 29 年 3 月 6 日組合規則第 2 号

目次

第 1 章 総則

第 2 章 契約の手続

　第 1 節 一般競争入札

　第 2 節 指名競争入札

　第 3 節 隨意契約

　第 4 節 せり売り

第 3 章 契約の締結

第 4 章 契約の履行

附則

　第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 173 条の 2 の規定に基づき、法令その他別に定めがあるものを除くほか、契約に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 施行令 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）をいう。
- (2) 契約 消防組合を当事者の一方とする契約をいう。
- (3) 契約担当者 管理者又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。
- (4) 契約者 契約担当者と契約を締結する者をいう。

(契約担当者の遵守事項)

第 3 条 契約担当者は、次の各号に掲げる事項を遵守して不利益な契約を締結しないようにしなければならない。

- (1) 財務に関する法令に熟知し、厳正な運営を図ること。
- (2) 物価の変動、需給の状況等経済情勢を調査研究すること。
- (3) 予定価格の見積りを厳正、かつ、適正に行うこと。
- (4) 契約者の信用状態を的確に把握すること。

2 契約担当者は、契約履行の確保を図るようにしなければならない。

(翌年度以降にわたる契約)

第 4 条 契約は、年度内に履行を終るものでなければ締結することができない。ただし、歳入に属する契約及び次の各号に掲げる契約については、この限りでない。

- (1) 繙続費、繰越明許費、事故繰越し及び債務負担行為に属するもの
- (2) 電気、ガス若しくは水の供給又は公衆電気通信の役務の提供を受ける契約
- (3) 不動産を借入れる契約

(事前決裁)

第5条 契約しようとするときは、当該契約に係る支出負担行為の決裁前に、当該契約の内容及び締結の方法を明らかにした伺書に、次に各号に掲げる書類を添えて、決裁を受けなければならない。ただし、契約担当者が別に定めるものについては、この限りではない。

- (1) 契約書案
- (2) 入札保証金又は契約保証金を要するものにあつてはその調書
- (3) 工事又は製造の請負契約にあつては設計書及び仕様書
- (4) 物件の購入に係るものにあつては品質数量等の調書及び仕様書
- (5) その他必要と認める書類

第2章 契約の手続

第1節 一般競争入札

(一般競争入札参加者の資格)

第6条 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する者は、同項に規定する期間、一般競争入札に参加することができない。

2 施行令第167条の5第1項の規定による一般競争入札に参加することのできる者の資格は、契約担当者が別に定める。

(資格の確認等)

第7条 契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者が施行令第167条の4第1項及び前条第1項の規定による制限を受ける者でないこと並びに同条第2項の規定による資格を有する者であることを競争入札参加願により申し出させて確認をしなければならない。

2 予算執行者は、前項の規定により一般競争入札に参加しようとする者の資格を確認したときは、当該一般競争入札に参加しようとする者にその旨を通知するとともに、競争入札参加資格者名簿を作成しなければならない。

(入札の公告)

第8条 一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも7日前に、掲示その他の方法で公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日前までに短縮することができる。

2 前項の規定による公告には、次の各号に掲げる事項についての記載がなければならない。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所及び日時並びに契約書作成の要否
- (3) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (4) 入札の場所及び日時
- (5) 入札者の資格及び入札に参加する資格を有することについて、契約担当者の確認を受けなければならない旨
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) その他必要と認める事項

(入札保証金の額)

第9条 施行令第167条の7第1項の規定による入札保証金の額は、その者の見積りにかかる入札金額の100分の5以上の額に相当する額とする。

第10条 入札保証金は、現金又は次の各号に掲げる有価証券で納めさせなければならない。

- (1) 国債証券、地方債証券、その他政府の保証のある債券、金融債、公社債及び契約担当者が確実と認める社債
- (2) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保障をした小切手
- (3) 郵便為替証書又は預金証書

2 前項に規定する有価証券の担保の価値は、その額面金額とする。ただし、第1号に掲げる有価証券にあつては額面金額の8割に相当する金額とする。

3 入札保証金は、契約担当者の発する入札保証金納付書（様式第1号）により、会計管理者又は出納員に納めさせるものとする。

4 会計管理者又は出納員は、前項の規定により入札保証金の納付があつたときは、入札保証金納付済書（様式第2号）を当該入札に加わろうとする者に交付しなければならない。

5 契約担当者は、一般競争入札を執行しようとするときは、当該競争入札に加わろうとする者をして、前項の規定により交付を受けた入札保証金納付済書を呈示させ、その確認をしなければならない。

(入札保証金の免除)

第11条 契約担当者は、次に定めるところにより入札保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 一般競争入札に加わろうとする者が保険会社との間に当該地方公共団体を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に付する場合において、施行令第167条の5に規定する資格を有する者で過去2ヶ年の間に地方公共団体（公社、公団を含む。）又は当該地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金の還付)

第12条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対しては契約が確定したのち、入札保証金還付請求書（様式第3号）の提出を受けて、これと引き換えに還付するものとする。ただし、落札者の納付にかかる入札保証金については、当該落札者の同意を得て契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

(入札保証金の受入れ及び払出しの手続)

第13条 入札保証金の受入れ及び払出しの手続については、収入及び支出の例による。この場合にあつては、契約担当者が受入決定権者及び払出決定権者となるものとする。

(予定価格)

第14条 契約担当者は、一般競争入札に付そうとするときは、その事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その予定価格を封書にし、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない。

2 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、

一定期間継続して行う製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 前項の規定により予定価格を定める場合においては、当該物件又は役務の取引実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期限の長短等を考慮しなければならない。

(最低制限価格の決定)

第15条 契約担当者は、工事又は製造の請負を一般競争入札に付する場合において、最低制限価格を設ける必要があるときは、前条の規定の例によりこれを定めなければならない。

(入札手続)

第16条 入札は、競争執行の場所に本人又は代理者が出席して行わなければならない。ただし、特に指定した場合においては、書留郵便をもつて入札書（様式第4号）を送付することができる。

2 代理者が入札をしようとするときは、委任状を提出しなければならない。

(入札の中止)

第17条 契約担当者は、入札前において、天災その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止することができる。

2 中止の理由がやんだ後、あらためて入札をしようとするときは、第8条の規定によらなければならない。

(入札の無効)

第18条 入札が次の各号の一に該当する場合は、その者の入札を無効とする。

- (1) 金額の記載がないもの。
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反したとき。
- (3) 同一入札者が二以上の入札をしたとき。
- (4) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (5) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できないとき。
- (6) 入札保証金が第9条に規定する金額に達しないとき。
- (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できないとき。

2 無効入札をした者及び第15条の規定により最低制限価格を設定した場合において最低制限価格に満たない入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

(設計付入札及び見本入札)

第19条 設計付入札においては設計及び入札金額により、見本による入札においては、見本及び入札金額により落札者を定めなければならない。

(落札の通知)

第20条 契約担当者は、落札者が決定したときは、ただちにその旨を当該落札者に通知しなければならない。

(入札経過記録)

第21条 契約担当者は、一般競争入札が終了したときは、その経過を入札経過書（様式第5号）に記録しなければならない。

第2節 指名競争入札

(入札者の指名)

第22条 契約担当者は、指名競争入札に付するときは、入札に参加する者をなるべく3人以上指名しなければならない。

2 前項の規定により指名するときは、次の各号に掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

- (1) 指名競争入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所
- (3) 入札及び開札の場所並びに日時
- (4) 入札保証金に関する事項
- (5) 無効入札に関する事項
- (6) その他必要と認める事項

(入札者の変更)

第23条 指名競争入札において、落札人がないときは、随意契約による場合のほか、新たに入札に参加する者を指名して、更に指名競争入札に付することができる。

(準用規定)

第24条 第8条、第14条及び第16条から第20条の規定は、指名競争入札の場合に準用する。

第3節 随意契約

(範囲)

第25条 施行令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。

(見積書)

第26条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号に掲げるものの購入及びその他の契約で目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認められる者については、これを徴させないことができる。

- (1) 地方自治法第238条第1項第1号、第4号及び第5号に掲げるもの
- (2) 新聞その他の定期刊行物
- (3) 例規等の追録
- (4) 価格送料等が表示されている書籍類
- (5) 同一の品質及び規格で販売店により価格が異なる物品
- (6) 既にされた単価契約に基づいて購入する物品
- (7) 取引の実例価格を考慮して、価格が適正と認められる1件の購入代金が3万円以下の需要品及び原材料品

2 前項の規定により見積書を徴する場合において、生産品、即売品又はせり売りにより購入した物品についてはその取扱いをした職員の証明書、委託販売又は法令等に基づき供出したものについては委託者又は取扱団体が発した清算書、官公署との契約又は電気、ガス若しくは水の供給にかかる契約については、その官公署又は供給者が発した価格表示の書類及び収容者等の給食に必要な給食材料については計算書をもつて見積書に代わることができる。

(その他随意契約できる場合の手続)

第26条の2 施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定により、規則で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法や選定基準、申請方法等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約状況について公表すること。

(準用規定)

第27条 第14条第2項及び第3項の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

第4節 せり売り

(せり売り)

第28条 第8条から第12条まで、及び第20条の規定は、せり売りの場合にこれを準用する。

第3章 契約の締結

(契約書の作成)

第29条 契約担当者は、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならない。

2 契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項についてはこの限りではない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期間又は期間及び履行場所
- (4) 契約保証金
- (5) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (6) 監督及び検査
- (7) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (8) 危険負担
- (9) かし担保責任
- (10) 契約に関する紛争の解決方法
- (11) その他必要と認める事項

3 工事請負契約にかかる契約書には、その付属書類として、品名、数量、単価金額等を記載した工事費内訳明細書、工程表、図画、設計書及び仕様書の添付がなければならない。ただし、契約担当者が契約の性質、その他特別の事由によりその添付の必要がないと認めるときはその添付を省略することができる。

(契約書の作成の省略)

第30条 契約担当者は、次の各号の一に該当する場合にあつては、前条第1項の規定にかかわらず契約書の作成を省略することができる。

- (1) 1件50万円未満の指名競争入札の方法による契約又は随意契約を締結する場合
- (2) せり売りに付するとき
- (3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取る場合

2 前項の規定により契約書の作成を省略した場合においては、契約に必要な事項を記載した請書その他これに準ずる書類を提出させなければならない。ただし、契約の内容により必要がな

いと認められるときはこの限りでない。

(契約保証金の額)

第31条 施行令第167条の16第1項の規定により納付させる契約保証金の額は、契約代金の額の100分の10以上の額とする。

(契約保証金の減免)

第32条 契約担当者は、次の各号に掲げるところにより契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に当該地方公共団体を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 施行令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2ヶ年の間に当該地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたつて締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (4) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (5) 隨意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(契約保証金の還付)

第33条 契約保証金は、工事又は給付の完了の確認又は検査が終了したのち、契約者から契約保証金還付請求書（様式第3号）の提出を受けてこれと引換えに還付するものとする。

(入札保証金に関する規定の準用)

第34条 第10条及び第13条の規定は、契約保証金を納付させる場合並びに受入れ及び払出しをしようとする場合に準用する。この場合において、第10条中「入札保証金納付書」、「入札保証金納付済書」及び「当該入札に加わろうとする者」とあるのは、それぞれ「契約保証金納付書」（様式第1号）、「契約保証金納付済書」（様式第2号）及び「当該契約を締結しようとする者」と読み替えるものとする。

(保証人)

第35条 契約担当者は、契約の性質が保証人をたてさせることに適さないとき、その他必要がないと認めるときを除くほか、契約者をして次の各号に掲げる連帯保証人をたてさせなければならない。

- (1) 当該契約の債務不履行の場合の遅延利息、違約金その他損害金の支払の連帯保証人
 - (2) 当該契約者に代わつて自らその工事又は給付を完成又は履行することを保証する連帯保証人
- 2 契約担当者は、前項の規定により契約者をしてたてさせた連帯保証人について、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、その事由が生じた日から5日以内にさらに連帯保証人をたてる旨を約定させなければならない。
- (1) 連帯保証人が死亡し、又は解散したとき。
 - (2) 法令の規定により別段の資格を必要とされる連帯保証人がその資格を失ったとき。

(契約締結の時期)

第36条 契約担当者は、落札者が決定したときは、第30条の規定により契約書を作成しない場合を除き、第20条に規定する通知の日から7日以内に、落札者と契約を取り交わさなければならない。

- 2 前項の場合において、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年条例第2号）の規定により議会の議決を要する契約にあたつては、議会の議決があつたことを契約の相手方に文章を以て通知したときに効力を生ずる旨の契約をしなければならない。

第4章 契約の履行

（監督及び検査の協力義務）

第37条 契約担当者は、監督又は検査の円滑な実施を図るため、契約者をして監督又は検査に協力させるために必要な事項を約定させなければならない。

（監督）

第38条 契約担当者又は契約担当者から監督を命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）は、必要があるときは、工事、製造その他の請負契約にかかる仕様書及び設計書に基づいて当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認しなければならない。

- 2 監督職員は、必要があるときは、工事、製造その他の請負契約の履行について立会、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督をし、契約者に必要な指示をしなければならない。

（監督職員の報告）

第39条 監督職員（契約担当者である監督職員を除く。）は、監督の結果について契約担当者と緊密に連絡するとともに、契約担当者の要求に基づき又は隨時に監督の実施について報告しなければならない。

（検査）

第40条 契約担当者又は契約担当者から検査を命ぜられた職員（以下「検査職員」という。）は、工事、製造その他の請負契約について、その工事又は給付が完了したときは、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じて当該契約にかかる監督職員の立会を求め、当該工事又は給付の内容について検査を行わなければならない。

- 2 検査職員は、物件の買入れその他の契約について、その給付が完了したときは、契約書、その他の関係書類に基づいて、当該給付の内容及び数量について検収を行わなければならない。
- 3 前項の場合においては、必要に応じて破壊若しくは分解又は試験をして検査又は検収を行うものとする。
- 4 検査職員は、第1項又は第2項の規定による検査又は検収の実施にあたつては、契約者又はその代理人の立会を求めなければならない。
- 5 検査職員は、前4項の規定により検査又は検収をしたときは、検査調書（様式第6号）又は検収調書（様式第7号）を作成し、契約担当者に提出しなければならない。この場合において、その工事又は給付の内容が契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を付さなければならない。

（会計管理者への通知）

第40条の2 契約担当者は、検査を行う場合において、次の各号に掲げるものについては、あ

らかじめ日時、場所その他必要な事項を会計管理者に通知するものとする。

- (1) 契約金額が 500 万円以上の工事
- (2) 契約金額が 100 万円以上の物件の購入

2 会計管理者は、前項の規定により通知を受けたときは、当該支出負担行為に関する確認を行うため必要があるときは、検査に立ち合うことができる。

(監督又は検査若しくは検収を委託して行った場合の確認)

第41条 契約担当者は、施行令第167条の15第4項の規定により職員以外の者に委託して監督又は検査若しくは検収を行わせた場合においては、当該監督又は検査若しくは検収の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成しなければならない。

2 前項の委託にかかる契約の代金は、同項の書面に基づかなければ支払をしてはならない。
(代価の支払い)

第42条 契約代金は、第40条第5項の規定による検査調書又は検収調書に基づかなければ支払をしてはならない。

(前金払及び部分払)

第43条 契約担当者は、必要がある場合は、前金払の契約をすることができる。この場合において、建設工事にかかる契約にあつては、契約金額50万円以上のものに限るものとする。

2 契約担当者は、必要がある場合は、契約の履行の完了前に代価の一部を支払う（以下「部分払」という。）契約をすることができる。

3 前項に規定する部分払の金額は、請負契約にあつては、その即済部分に対する代価の10分の8、物件の購入契約にあつては、その即納部分に対する代価の10分の9を超えることができない。

4 部分支払の回数は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 契約金額50万円を超え100万円までの契約にあつては、1回
- (2) 契約金額100万円を超え200万円までの契約にあつては、2回以内
- (3) 契約金額200万円を超え400万円までの契約にあつては、3回以内
- (4) 契約金額400万円を超える契約にあつては、3回に、300万円又は300万円未満を増すごとに1回を加えた回数以内

5 部分払をする場合において前金払をしたものについては、その契約金額に対する部分払の金額の割合を、前金払金額に乗じて得た金額を控除するものとする。

(建物についての火災保険)

第44条 前条第2項の規定により部分払に関する約定をする場合において、部分払の対象となる工事又は製造にかかるものが、その性質上火災保険契約の目的となりうるものであるときは、これに消防組合を受取人とする火災保険に付し、かつ、当該証書を消防組合に提出する旨約定させなければならない。

(履行遅延に対する違約金)

第45条 契約担当者は、契約の相手方が契約期間内にその義務を履行しないときは、次条の規定により履行期間の延長を承認した場合を除き、遅延日数1日につき未納部分又は未済部分の価格に対して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が定める率以上の割合を乗じ得た額に相当する違約金を納付させ

る旨約定しなければならない。

(履行期間の延長)

第46条 契約担当者は、天災その他やむを得ない事由により当該契約に定めた履行期間内に契約を履行することができないと認められるときは、契約者の申し出により履行期間を延長することができる。

2 前項の規定により履行期間を延長したときは、その旨契約者に通知しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第47条 契約担当者は、契約により生ずる権利又は義務をいかなる方法をもつてするを問わず、譲渡し、承継させ、若しくは担保に供し、又は工事、製造若しくは供給を一括して他人に請け負わせ、若しくは委任することができる旨の約定をすることができない。ただし、特別の必要があつて管理者の承認を受けたときは、この限りではない。

(名儀変更の届出)

第48条 契約担当者は、法人又は組合とその代表者名儀をもつて契約する場合においては、その代表者に変更があつたときは、その名儀変更にかかる登記簿謄本その他これを証する書類を添えて、その旨を届け出るべき旨を約定させなければならない。

(契約の解除等)

第49条 契約担当者は、次の各号に掲げる場合においては、契約を解除することができる旨の約定をしなければならない。

- (1) 契約期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当の事由がなく契約履行の着手を延ばしたとき。
- (3) 前各号の一に該当する場合を除くほか契約者が契約に違反したとき。

2 契約担当者は、前項各号に該当しない場合があつてもやむを得ない事由があるときは、契約を解除し、又は履行を中止させ、若しくはその一部を変更することがある旨の約定をすることができる。

(解除等の通知及び契約の変更)

第50条 契約担当者は、前条の規定による約定に基づき契約を解除し、又はその履行を中止させるときは、その事由、期間その他必要な事項を通知しなければならない。

2 契約担当者は、前条第2項の規定による約定に基づき契約の一部を変更する必要があるときは、契約者と契約の変更に関する契約を締結しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年組合規則第1号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年組合規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年組合規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年組合規則第7号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 29 年組合規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第25条関係）

1 工事又は製造の請負	130万円
2 財産の買入れ	80万円
3 物件の借入れ	40万円
4 財産の売払い	30万円
5 物件の貸付け	30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

様式番号

第1号	入札（契約）保証金納付書	第10条、第34条
第2号	入札（契約）保証金納付済書	第10条、第34条
第3号	入札（契約）保証金還付請求書	第12条、第33条
第4号	入札書	第16条
第5号	入札経過書	第21条
第6号	検査調書	第40条
第7号	検収調書	第40条

様式第1号

入札（契約）保証金納付書										
納付金額			千	百	十	万	千	百	十	円
内 訳	種類		記号番号	額面金額			枚数	納付金額		備考
	現金									
	証券									
	計									
内容の概略										

上記のとおり納付します。

年　月　日

住所

受入決定権者 殿 納付者 氏名

- 備考 1 納付金額については、頭書に￥の記号を付記すること。
 2 納付金額は、訂正しないこと。
 3 付属利札があるときは、備考欄に枚数及び必要な事項を付記摺ること。

様式第2号

入札（契約）保証金納付書										
納付金額			千	百	十	万	千	百	十	円
内 訳	種類		記号番号	額面金額			枚数	納付金額		備考
	現金									
	証券									
	計									
内容の概略										

上記の金額を領収しました。 年　月　日

納付者 殿 会計管理者（指定金融機関等） 印

樣式第3号

入札（契約）保証金還付請求書													
納付金額			千	百	十	万	千	百	十	円			
内 訳	種類		記号番号		額面金額		枚数		納付金額		備考		
	現金												
	証 券												
	計												
内容の概略													
上記の金額の還付を請求します。													
年 月 日													
住所 _____													
払出決定権者 殿 請求者 氏名 _____													
上記の金額を領収しました。													
年 月 日													
住所 _____													
会計管理者 殿 受取人 氏名 _____													

- 備考 1 納付金額については、頭書に円の記号を付記すること。
2 納付金額は、訂正しないこと。
3 付属利札があるときは、備考欄に枚数及び必要な事項を付記すること。

様式第4号

入札書

年月日

福岡県田川地区消防組合

管理者

殿

住所

入札者

氏名

印

福岡県田川地区消防組合契約規則ならびに設計書（仕様書、図面）及び指示事項を承諾のうえ
下記のとおり入札します。

金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

内 容	品名及び工事名	数量	単価	金額	備考

- 備考
- 1 入札者の住所氏名は、法人にあつては法人の名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印すること。
 - 2 入札金額は、アラビア数字をもつて消し難いもので記載するとともに、頭書に￥の記号を付記すること。
 - 3 落札決定にあたつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

様式第5号

入札経過書					
		入札に付した事項		名称	
				内容	
上記に係る入札の経過は、下記のとおりです。					
年　月　日 職　氏名　印 記					
施 行 方 法		一般競争入札	指名競争入札	せり売り	
入札（決定）日時		前 年　月　日　午　時　分 後			
入 札 の 経 過	入札回数 入札者	1　回	2　回	3　回	備　考
決定金額は入札書に記入された価格の 108／100 の額					
決 定 金 額	落 札 者 氏 名		摘 要		
円					
せ り 売 り 人					
立 会 者					

- 備考 1 施行方法の欄中該当するものに○印を付けること。
 2 せり売りの場合は、入札の経過の記載を省略することができる。
 3 この様式により難いものにあつては、この様式に準じて作成することができる。

様式第6号

検査調書

管理者	副管理者	消防長		係員	検査年月日	会計管理者	係員

事業名				工事番号		
契約金額		出来高金額				出来高歩合
						%
契約年月日	年 月 日	契約の種類				
工期	着工 年 月 日	竣工	年 月 日	事場所		
竣工届(部分払申告書)受理		年 月 日				
請負人住所氏名			工事監督員氏名			
検査の内訳						
検査の所見	工事施行の巧拙					
	材料の良否					
	適 合	合 格		不格		
検査意見						
検査の基準とした書類						

上記のとおり検査しました。

年 月 日

検査員職氏名 _____ 印 _____

立会人職氏名 _____ 印 _____

契約担当者 殿

様式第7号

検 収 調 書

管理者	副管理者	消防長		係 員	検査年月日	会計管理者	係 員

契 約 金 額		契約年月日	年 月 日
契 約 納 期	年 月 日	納入年月日	年 月 日
納 入 場 所		検 収 場 所	

内 訳	品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	備 考

検 収 意 見	
---------	--

上記のとおり徴収しました。

年 月 日

検査員職氏名 _____ 印 _____

立会人職氏名 _____ 印 _____

契約担当者 殿